

障害児放課後等デイサービス利用支援事業費
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、令和2年2月27日に示された小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への一斉臨時休業の要請を始めとした新型コロナウイルスの感染拡大防止のための小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への臨時休業（以下「臨時休業」という。）の要請に伴い、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で一人で過ごすことができない児童がいる世帯における児童福祉法第6条の2の2第4項に定める放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）の利用の増に伴う障害福祉サービス等報酬（以下「報酬」という。）の増加による利用者負担の増加に対する財政上の措置を目的として、市町村に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、令和2年度障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業及び災害時情報共有システム整備事業分）交付要綱（令和2年11月5日付厚生労働省発障1105第2号厚生労働事務次官通知の別紙）及び奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、報酬の対象となる放課後等デイサービスは令和2年4月1日から提供されたものに限る。

- (1) 本来は放課後等デイサービス事業所（以下「サービス提供事業所」という。）に児童を通所させてサービスを行うところ、特別支援学校等が臨時休業する中で、新型コロナウイルスの感染防止対策等のため、サービス提供事業所が電話等による代替的な方法で提供するサービスを利用したと市町村が認めたものについて、市町村が実施した次の事業。
 - ・ サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料を請求する場合であって、当該利用料の全額を市町村が負担する事業

- (2) 臨時休業開始前から障害児通所支援給付費の支給決定（以下「支給決定」という。）を受けていた児童であって、臨時休業に伴い令和2年3月当初の利用予定日数より多くのサービスを利用したと市町村が認めたもの及び臨時休業に伴い新たに支給決定を受けた児童であって、臨時休業が終了した後に想定される利用予定日数より多くのサービスを利用したと市町村が認めたものについて、利用の増に伴い増加した報酬の差額（以下「サービス増加分報酬差額」という。）について市町村が実施した次の事業。
- ・ サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料を請求する場合であって、請求総額のうちサービス増加分報酬差額に係る額の全額を市町村が負担する事業
- (3) 臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童及び臨時休業に伴い新たに支給決定を受けた児童について、放課後等デイサービスの基本報酬単価が授業終了後の単価から学校休業日単価に切り替わることにより増加した報酬の差額（以下「休業日切替分報酬差額」という。）について市町村が実施した次の事業
- ・ サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料を請求する場合であって、請求総額のうち休業日切替分報酬差額に係る額の全額を市町村が負担する事業
- (4) 臨時休業に伴って営業時間前の支援時間が増加した児童について、当該営業時間前の支援により算定した児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号。）別表第3の10に定める延長支援加算（以下「延長支援加算」という。）の算定単位数が臨時休業開始前より増加したと市町村が認めたものについて市町村が実施した次の事業
- ・ サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料を請求する場合であって、請求総額のうち延長支援加算に係る額の全額を市町村が負担する事業

（補助対象経費及び補助金の額）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
知事が必要と認めた額	特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	4分の3

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、障害児放課後等デイサービス利用支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、関係書類を添えて、別途定める日までに知事に申請しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第5条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該市町村に対し、通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

（申請の取下げ）

第6条 前条第1項の規定による決定を受けた市町村（以下「補助市町村」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（変更等の承認の申請）

第7条 補助市町村は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、障害児放課後等デイサービス利用支援事業費補助金変更承認申請書（第2号様式）に積算根拠となる書類その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 補助市町村は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、障害児放課後等デイサービス利用支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第8条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、

予算の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、概算払請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（指示及び検査）

第9条 知事は、補助市町村に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（状況報告）

第10条 補助市町村は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助市町村は、補助事業が完了したときは、障害児放課後等デイサービス利用支援事業費補助金実績報告書（第5号様式）に、関係書類を添えて、別途定める日までに、知事に報告しなければならない。

（補助金の確定及び交付）

第12条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助市町村に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第8条第1項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による補助金の額の確定又は前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助市町村に対し請求するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第5条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第7条の規定に違反したとき。
- (3) 第9条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第14条 補助市町村は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行し、令和2年3月2日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。